

令和3年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
1	34	地域を支える人材づくり	市民部市民活動課	市民と行政との意思疎通を図り、地域コミュニティ活動の活性化を目指す。	市長・区長サミット及び地区リーダー勉強会を実施する。	市長・区長サミットについては、令和4年2月に開催を予定したが新型コロナウイルス感染拡大により中止した。また、地区リーダー勉強会についても、6月に開催を予定したが延期し、再度8月に開催を予定したが、県独自の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴い、中止した。
2	36	文化芸術が身近にある環境づくり	市民部文化芸術課	地域における異文化理解と多文化共生社会の促進に向けて、文化芸術を通じた市民の相互理解を促進する。	芸術家が滞在し作品を作る「アーティスト・イン・レジデンス」を積極的に誘致し、市民がアートに触れる機会を増加させる。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止の影響を考慮し、主催者と協議の上、事業を中止した。
3	136	戸籍事務	市民部市民窓口課	戸籍届出の受理とそれに基づく戸籍の記録により、その戸籍関係証明書の交付をもって、国民の親族的な身分関係を登録公証することを目的とする。	戸籍届出の受理、戸籍の記載事務 関連市町村への通知業務、関連する人口動態統計事務、相続税法第58条事務の実施 戸籍関係証明書の交付 身上調査照会に関すること 犯歴関連業務	戸籍届出の審査、戸籍の記載を適正に実施した。デジタル手続法・戸籍法改正に対応するため、戸籍副本データ全件送信や戸籍附票の記載事項変更、戸籍附票への住民票コード初期紐づけを実施した。新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止になった法務局主催の研修に代わり、市民窓口課主催で戸籍事務初任者研修を実施したほか、根拠法令に照らして業務の見直しを行った。
4	137	住民基本台帳事務	市民部市民窓口課	住民が行政サービスを受けるための基礎となる情報を適正に管理し、居住関係を公証する。	転入、転出、転居等の住民異動届を受理し、住民基本台帳を整える。 届出の待ち時間の短縮や窓口の混雑を緩和するため、自宅にしながら届出が可能となるなど、行政手続の電子化を進める。	転入、転出、転居等の住民異動届を受理し、住民基本台帳の整備を行った。 行政手続の電子化についてはスマート申請のサービスの拡大を行い、新たに書かない窓口を導入し窓口の電子化を進めた。
5	138	マイナンバーカード事務	市民部市民窓口課	市民の利便性向上と行政手続のデジタル化の推進のため、マイナンバーカードの普及促進を図る。	マイナンバーカードの出張申請受付、窓口での写真撮影などの申請補助、土日窓口でのマイナンバーカード交付など、市民の申請等の負担軽減を図ることにより普及を進める。 スマート申請、コンビニでの証明書交付、マイナポイントのキャッシュレス決済利用、健康保険証との一体化などの事業について、関係課等と連携を密にして施策を進める。	マイナンバーカードの交付については、予約システムを導入したことにより、混雑の平準化を行った。また、受付業務の一部を委託することにより職員への負担が軽減された。 また、申請及び電子証明書関連窓口を3窓口から5窓口に拡充したことにより、来庁者の待ち時間の短縮を図れた。
6	139	証明交付等事務	市民部市民窓口課	各種証明書の交付により、住民の居住関係等を公証するとともに、住民の利便性を増進し、行政事務の合理化に資する。	住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍謄抄本等証明書の交付事務及び臨時運行許可証の発行 木曜日延長窓口、土日開庁窓口業務 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し等のコンビニ交付サービス	コンビニでの戸籍証明書の交付実績は、204件 スマホを利用したオンライン申請で戸籍証明書の交付実績は、273件
7	140	窓口センター事務	市民部市民窓口課	地域住民の身近な行政機関として、多種多様な行政サービスを行う。	・戸籍、住民基本台帳及び税等の各種証明書交付手続 ・市税等の収納、本庁各担当課への取次	地域住民の身近な行政機関の窓口として、幅広い行政サービスを行い、丁寧で正確な事務処理を行うことにより、市民の利便性向上に寄与できた。 施設管理の移管により「新規・拡充・縮小・廃止事業及び中長期財政見直し調査」に記載した。

令和3年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
8	141	出張所事務	市民部市民窓口課	地域住民の身近な行政機関として、多種多様な行政サービスを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の地域交流センターのうち、5か所に出張所（並木、竹園、栄、吉沼、広岡）を設置している。</li> <li>職員は交流センター業務の兼務とし諸証明の交付を行う。</li> <li>市民窓口課との間で連絡を取りながら、住民票、戸籍等抄本及び印鑑登録証明書等を交付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住基関係証明書4, 071件</li> <li>戸籍関係証明書1, 113件</li> <li>印鑑登録証明書3, 249件</li> </ul>
9	143	住居表示事務事業	市民部市民窓口課	日常生活の利便性を高める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>街区案内板の維持管理を実施する。</li> <li>住所の表示の変更証明書の交付を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>街区案内板全箇所（80か所）を点検清掃し、腐食部分や破損等を確認し、経年劣化の著しい2基を撤去した。</li> <li>「住居の表示の変更証明書」の交付により、住民の各種変更手続きに寄与した。</li> <li>事業規模が小さいため、令和4年度から「11戸籍住民基本台帳事務に要する経費」事業に組入れた。</li> </ul>
10	144	旅券（パスポート）事務	市民部市民窓口課	旅券法に基づき、パスポート（一般旅券）の発給申請等の受付及び交付を行うことにより、市民の利便性を高める。	発給申請、変更申請、増補申請、紛失届等を受付・審査し、茨城県に送付するとともに、作成されたパスポートを交付する。	担当職員3名（会計年度任用職員含む）での業務体制であったが、コロナ感染症の影響から旅券の申請件数が減少していたため、サービス低下には至らず対応できた。また、市民窓口課執務室の一部変更によりパスポート窓口が令和4年2月から庁舎2階に窓口を設置。会計年度任用職員1名の増員により、業務体制の強化も図れ、申請・交付窓口が移設したことによる利用者からの苦情等もなかった。
11	145	地区相談事務	市民部地区相談課	地域の課題や意見・要望に対し、市民との相互理解と信頼関係を深め、地域の振興を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区相談課及び6地区の相談センターは、地区の振興に係る市民の要望、意見を受け、関係部署と連携・協力し、問題解決に向け業務にあたる。</li> <li>積極的に地域に向向き、市民から聞き取りを行い、地域の抱える問題等の把握に努める。</li> <li>地区相談課及び相談センターは、情報共有及び問題解決に向けて定期的に会議を開催する。</li> </ul>	市民からの要望・意見に関係部署と連携・協力し、課題解決に向けて業務にあたることができた。また、今年度は新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が始まり、接種に関する相談や予約補助等が増えたが、円滑にサポートすることができた。
12	146	花と緑の市民参加事業	市民部市民活動課	まちの環境美化意識を高めるとともに地域のコミュニティの活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業参加団体への花苗配布を春と秋に行い、各地域の公共的な空間を季節の花で飾り花壇を維持管理することで、市内の環境美化を行い、来訪者への歓迎の気持ちを発信するとともに、地域コミュニティの可視化を進める。</li> </ul>	事業参加団体による美化活動によって、地域活動拠点の可視化とともに、地域コミュニティの活性化が図られた。
13	147	コミュニティ助成事業	市民部市民活動課	地域のコミュニティ活動の充実・強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>（一財）自治総合センターが行う全国自治宝くじの社会貢献広報事業費として受入れる、宝くじの受託事業収入を財源として、コミュニティ活動に必要な備品や集会所の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力のある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉に寄与する。</li> <li>申請はつくば市・茨城県経由で行われ、補助金はコミュニティ組織2団体を上限に交付される。</li> <li>市から事業申請できるコミュニティ組織は、つくば市区会連合会に所属している区会とし、抽選で2区会を決定する。</li> </ul>	道角区会・沼田区会の両区会に助成金が交付され、地域の祭りに関わる備品が整備されたことで、地域コミュニティの支援に寄与することができた。

令和3年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
14	149	人権擁護事業	市民部市民活動課	人権尊重思想の普及拡大を図る。市民の人権を守り差別のない明るい社会の実現を目指す。	6月と12月に各2日間特設人権相談所を市役所内に開設する。 年間を通じて、いじめや差別などの人権問題解消に向け啓発活動を実施する。 人権擁護委員が講師となり、小中学生を対象に人権教室を実施する。 人権啓発イベント（講演会等）を実施する。	前年度の現地開催時よりも20代～50代の申込が有意に増加した。60代以上の申込は大幅に減少したが、それでも全体の約2割を占めることから、オンライン開催であっても特定の世代を取り残すことはなく幅広い世代に啓発できた。
15	150	更生保護事業	市民部市民活動課	罪を犯した人たちの更生を助けるとともに、犯罪の未然防止や青少年の健全育成に努め、犯罪や非行のない明るい社会づくりを目指す。	つくば市の保護司とつくば市更生保護女性会で構成されるつくば市更生保護連合会の活動を支援する。 つくば地区更生保護サポートセンターの運営を支援する。 「社会を明るくする運動つくば市大会」を開催し、更生保護に関する啓発キャンペーン及び講演会を実施する。	保護司会及び更生保護女性会が行っている、罪を犯してしまった人の立ち直りの援助や、犯罪予防のための様々な活動について支援ができた。
16	151	非核平和都市宣言事業	市民部市民活動課	非核平和に関する啓発事業等を通じ、市民の平和擁護に対する意識の醸成及び高揚を図る。	平和体験教室：市内小学5、6年生を対象に、「埼玉ピースミュージアム」を見学し、平和について学習する。 青少年ピースフォーラム派遣事業：長崎県長崎市で毎年8月8～10日に行われる、「青少年ピースフォーラム」に市内中学生6名を平和大使として派遣する。 平和パネル展：つくば市の平和事業の紹介、原爆資料、核兵器データ、ピースデー、「平和体験教室」「青少年ピースフォーラム」での学習成果などを市民文化祭等で展示する。	展示用パネル紙面の選別においては、文字数を少なくし、写真が占める割合を高くしたことで、多世代に平和の大切さを伝承していく「平和パネル展」を実施することができた。
17	152	区会活動振興事業	市民部市民活動課	地域コミュニティ活動を支援するとともに、地域の活性化を図る。	区会に対して行政文書の配布回覧を委託し、行政情報を周知する。 区会活動の紹介や加入促進活動などで日頃から助けあえる地域コミュニティの大切さを啓発する。 区会から申請を受け、地区集会所建築等補助金交付要綱に基づき、集会所の新築・増改築・修繕に対し補助を行う。 老朽化した地区案内板を撤去する。	電子回覧の実証実験を42区会で実施した。紙回覧では、市から届く回覧文書を受け取る担当者（区長・役員・班長等）に負担が集中していたが、電子回覧にすることで、その負担を軽減することができた。 また、地区集会所の建築等補助金については、修繕33件の補助金を交付し、区会活動の支援ができた。
18	155	市民チャレンジへの支援	市民部市民活動課	住みよい地域社会づくりのため、住民同士が互いに協力できるように支援を行い、地域活動を促進し、チャレンジの連鎖が生まれる個性溢れる魅力あるまちづくりを目指す。	市民活動団体等からの相談を受けるとともに、取組を応援し、市民活動団体等の新たな活動を支援する。 日常的な交流の場として気軽に立ち寄りやすい地域のコミュニティ拠点の設立支援や可視化を進める。 行政の事業を法人・各団体等が行うことで、NPO活動等を活性化させ、より効果的・効率的な事業を展開する。 市民活動情報の提供基盤を整備することで、市民協働推進を図るための広報活動を実施する。	市公式フェイスブックページ「つくば市民活動のひろば」の取材をとおして、多くの地域活動団体との協働関係が強化されるとともに、地域のコミュニティ拠点の可視化に寄与することができた。
19	156	市民活動センター管理運営事業	市民部市民活動センター	ボランティア活動を初めとする社会貢献活動を行う市民活動団体及び個人を支援し、もって公益の増進に寄与するため（令和2年度までは指定管理者、令和3年度からは市直営で管理・運営）	ボランティア活動を初めとする社会貢献活動を行う市民活動を行う市民活動団体等に対して、必要な施設及び付属設備等〔会議スペース、作業スペース、印刷機、複合機（コピー機）、パソコン、紙折り機、パウチ等〕の提供、市民活動に係る情報収集及び収集した情報の市民等への提供、支援のための講座や相談の実施など、センター設立目的達成のために必要な事業を行う。	市直営となり、円滑な業務運営を図るためのセンターの管理運営方針の決定、市民活動団体の情報収集と収集した情報や助成金情報などの広報紙やホームページ等を通しての市民への提供、活動団体等が必要とする講座等学習の場の提供、今後のセンター運営等の参考にするためのアンケートの実施など、市民活動団体等支援のための様々な業務に取り組むことができた。

令和3年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
20	157	アイラブつくばまちづくり補助金事務	市民部市民活動課	個性豊かで活力あるまちづくりの実現を目指すため、市民主体の公益的な活動を応援する。	アイラブつくばまちづくり寄附基金を活用し、年3回の募集期限を設け、補助金を希望する団体の実施予定の事業に対して、ヒアリング審査を実施の上、可否を決定する。 事業実施後に実績報告により採択事業の評価を行う。 毎年9月には、「アイラブつくばまちづくり寄附基金」に寄付をいただいた方々へ感謝状の贈呈や、アイラブつくばまちづくり補助事業実践団体に実践団体証の交付、活動事例発表や市民活動の課題解決に向けた講演会を中心に「アイラブつくばまちづくりフォーラム」を開催する。	アイラブつくばまちづくり寄附基金を有効活用し、市民活動団体等が自主的に提案された事業に対し、補助金を交付するとともに、担当部署の協力により事業自立に向けた支援を行うことができた。
21	158	多文化共生推進事業	市民部国際交流室	つくば市国際交流協会等と連携し、多文化共生を推進する事業を行うとともに、つくば市グローバル化基本指針を策定し、国際意識の啓発と多文化共生社会の形成を図る。	第2次つくば市グローバル化基本指針の策定 青少年の国際感覚を醸成するために国際理解講座を実施 国籍を越えた市民交流を推進するためのイベント等の開催 外国にルーツを持つ子どもたちの日本語学習支援 外国人住民が日本語を話したり、日本文化に触れることができるイベントの開催	・第2次つくば市グローバル化基本指針策定のため、「つくば市外国人市民意識調査」を実施 ・市内公立小中学校向け国際理解講座の実施：市内13校で34講座を実施。1,164名参加 ・オンラインを活用した国際交流協会主催事業：延べ6,464名参加（大人向け日本語講座：延べ231名、子ども向け日本語講座等：延べ653名、世界お茶のみ話：全11回延べ119名、Youtube再生回数5,406回等）
22	159	外国人生活支援事業（旧：国際交流員・留学生交	市民部国際交流室	言語や社会制度の違いから生じる不便・不安を軽減し、外国人住民の生活を支援する。	外国人相談窓口の運営及び来庁した外国人の通訳・案内 市が発行する文書や冊子等の翻訳 留学生交流員を委嘱し、8か国語の外国語広報紙を発行 4言語の多言語ホームページでの情報発信	外国人相談窓口件数計：711件（英語531件、中国語94件、日本語40件、その他の言語46件） 庁内文書の翻訳件数：合計240件（英語188件、中国語33件、その他の言語19件） 外国語広報紙（8言語）発行計：年4回で12,492部
23	160	国際化教育支援事業	市民部国際交流室	市内で国際標準の教育を受けられる環境の充実を図るとともに、外国の優秀な研究者の招致を容易にする。	国際基準の認定を受けている市内の各種学校（「学校教育法の第1条に規定される学校」以外で、日本において学校教育法に基づいて学校教育に類する教育を行うもので、所定の要件を満たす教育施設のこと）を支援する。 国際バカロレア又はこれに準ずる国際基準の認定を受けた学校の当該教育プログラムの取得・維持に係る経費に対し、補助金を支出する。	国際バカロレア又はこれに準ずる国際基準の教育プログラム事業の継続に資することができ、市内において国際基準を満たす教育を提供し得る環境の充実を図ることに寄与した。
24	161	姉妹・友好都市交流事業	市民部国際交流室	教育や文化、経済交流など、姉妹・友好都市を含む海外都市との交流を推進することで、つくば市の特性をいかした事業展開を図る。	教育、文化、経済面での交流 訪問団の派遣、受入れ 相互の行政視察実施 市が携わる国威国際交流事業に係る調整及び通訳	・中国深セン市：World Innovative Cities Cooperation Organization (WICCO) に加入5/17 ・中国深セン市：WICCO World Innovative Forum に市長登壇（動画）11/18 ・中国深セン市：ハイテクフェアにつくば市の企業が参加（オンライン）12/27-12/31 ・韓国大田広域市：韓国の工芸と料理の体験イベント開催（オンライン、現地）11/17, 27, 12/4, 11
25	162	女性のための相談室運営事業	市民部男女共同参画室	女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう相談・支援を行う。	相談を通して、相談者自身が抱えている問題の原因に気づき、自立に向けた準備や自分自身と向き合う機会を提供するため、相談事業を行う。	相談室の移転により、相談者に必要な窓口（庁内関係課）が繋がりがやすい環境となり、利便性の向上が図れた。 ・相談件数：延べ579件（電話相談：165件、一般相談201件、心と生き方相談159件、法律相談54件）

令和3年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
26	163	男女共同参画会議開催事業	市民部男女共同参画室	男女共同参画意識の幅広い啓発と市民の交流促進を図り、男女共同参画について理解を深める。	<p>○男女共同参画社会の形成に向けた啓発機会として、講演会や市民活動団体等のパネル展示を行う。</p> <p>○参加者の活発な情報交換・交流の機会となるよう、参加しやすい交流の場を提供する。</p>	<p>○オンライン配信と録画上映会による男女共同参画フォーラムを開催した。</p> <p>オンライン配信期間：2021年12月3日～9日、申込者数：161名（延べ139回視聴）</p> <p>録画上映会：10人</p> <p>○男女共同参画推進標語「愛ことば」の募集：399件の応募（市内の小学1年生～中学3年生）</p>
27	164	男女共同参画セミナー事業	市民部男女共同参画室	男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高める。	<p>女性のエンパワーメント、キャリアアップ、子育て支援等をテーマに、毎年定期的に様々なセミナーを実施する。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスや防災、健康、性的マイノリティ等をテーマに、セミナーを計9回実施した。</p> <p>セミナーの開催を通して、男女共同参画に対する理解を深め、必要な知識やスキルを学ぶ機会を提供することができた。</p> <p>セミナー企画：11回（うち2回は新型コロナウイルス感染拡大に伴い延期）、参加者数：226人</p>
28	167	人権啓発推進支援事業	市民部地域改善対策室	差別のない地域社会を創出する。（人権・同和問題の早期解決を図る。）	<p>部落の完全解放と基本的人権の確立のため、人権・同和問題の正しい理解と認識を深める啓発活動を推進する民間運動団体で、かつ茨城県が対応している団体（市内4支部）を支援し、人権・同和問題の早期解決と差別意識の解消を図る。</p>	<p>民間運動団体は、部落差別の解消を図るべく自主的に活動する団体であり、同和問題の解決に貢献し、多くの成果をもたらしてきている。行政が実施困難な同和関係者の自立に向けた支援や相談、教育、啓発等を行い、効果は着実に表れてきている。</p>
29	168	人権啓発推進事業	市民部地域改善対策室	差別のない地域社会を創出し、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図るため（人権・同和問題の早期解決を図るため）	<p>市職員等への同和問題研修等の実施により、人権・同和問題に対する正しい理解と認識を図るための啓発活動を推進する。</p> <p>国・県・市町村及び民間運動団体の実施する研修会・講演会等に職員を積極的に派遣し、人権・同和問題の正しい理解と認識を深め、人権意識の醸成と高揚を図る。</p>	<p>研修会・講演会等への参加により、職員の人権意識の醸成と高揚が図られ、同和問題に対する理解・認識は高まった。参加職員等を中心に同和問題の正しい理解と認識を広げる啓発活動が推進された。また、広域隣保相談の実施により、関係地域住民の問題解決のための支援を行い、生活環境等の安定向上に寄与した。</p>
30	169	消費生活相談事業	市民部消費生活センター	消費者被害の未然防止等を図り、消費者の安全・安心の確保に寄与する。	<p>・消費者の安全で安心な消費生活の実現に資するため、専門の知識を有する消費生活相談員による、消費生活に関する相談や多重債務相談を実施する。</p> <p>・年々多様化・複雑化する消費者トラブル等に対し、適切かつ迅速に対応するため、消費生活相談員が相談現場に直結する情報や知識を習得できる研修機会を確保する。</p>	<p>・消費者からの苦情相談等に対し、助言・あっせん等を行い、消費者トラブルの解決に寄与することができた。</p> <p>・消費生活相談員の積極的な研修受講により相談対応、問題解決へのレベルアップを図ることができた。</p> <p>・多重債務者対策として、早期発見による問題解決のため、関係部局に協力依頼し、連携を図った。</p>
31	170	消費者教育・啓発推進事業	市民部消費生活センター	消費者被害の未然防止等を図り、消費者の安全・安心の確保に寄与する。	<p>・消費者被害の未然防止やトラブルに対応できる消費者力をつけるための出前講座を実施する。</p> <p>・消費生活に関する悪質商法やトラブルの多い相談事例などをホームページや広報紙で情報発信し、パネル展等による啓発活動を実施する。</p> <p>・製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づき、該当製品を販売する事業者に対し立入検査を実施し、法律の見識向上や違反製品の販売防止を図る。</p>	<p>・出前講座や高齢者向けチラシの回覧、広報紙、ホームページによる情報発信など、幅広い年代層に向けた消費者教育・啓発活動を行い、消費者被害の未然防止、安全の確保に寄与することができた。</p> <p>・製品安全4法等に基づく立入検査により、事業者に対して、法律の見識向上、違反製品の販売防止を図り、消費者の身体等の危害防止に寄与することができた。</p>

令和3年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
32	171	計量法事務事業	市民部消費生活センター	消費者の利益を保護し、経済の発展及び文化の向上に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【特定計量器定期検査】取引や証明に使用する特定計量器（はかり）は、2年に一度の定期検査が義務付けられており、市内を2地区に分け、隔年毎に集合検査方式により、特定計量器の検定証印等の確認及び外観、性能、器差検査を実施する。</li> <li>・【燃料油メーター立入検査】燃料油メーターの検定証印、有効期間、設置状況等の確認を行う。</li> <li>・【商品量目立入検査】計量販売している特定商品（食肉・魚介類・野菜等の食料品など）の表記、内容量公差、特定計量器の使用状況等の確認を行う。</li> <li>・パネル展等による啓発活動を実施する。・全国計量行政会議へ参加し、都市相互間の連携を図る。</li> </ul>	取引や証明に使用する特定計量器の定期検査及び燃料油メーター、商品量目立入検査を実施し、適正な計量が確保され、消費者の利益保護を図ることができた。
33	172	（一社）つくば市スポーツ協会等補助（旧：つくば市体育協会等補助）	市民部スポーツ振興課	市民のスポーツ活動や交流を促進させる団体の組織基盤を強化し、地域のスポーツ活動を推進する。	スポーツレクリエーション活動を展開する（一社）つくば市スポーツ協会（旧つくば市体育協会）及びつくば市レクリエーション協会に補助金を交付し、活動を支援する。	昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響で、各団体が行う地域や市民スポーツ・レクリエーション活動の多くが中止となった。また、法人として適正な事務執行や経理処理が行えるよう、定期的に運営状況を確認し、助言を行うとともに、法人経営の安定化に資する支援策について協議を行った。
34	174	スポーツ推進委員協議会	市民部スポーツ振興課	市が開催するイベント等において企画、助言、協力をし、また市民に対し実技指導を行い、つくば市のスポーツ振興に貢献する。	スポーツ推進委員を委嘱し、つくば市スポーツ推進協議会の活動を通じて、委員相互の交流・情報交換・市主催事業への協力、各種研修会への参加による資質向上などを進める。	新型コロナウイルス感染症の影響で、今年度も昨年に続き、予定していたスポーツイベント等の多くが中止となった。 実施した事業：4月総会及び辞令交付式、10月市研修会（体力・運動能力調査）、3月理事会
35	175	スポーツ推進審議会事業	市民部スポーツ振興課	つくば市長の諮問機関として、有識者及びスポーツ専門家の立場から、つくば市のスポーツ推進に関する施策について意見を求め、提言、助言を施策の参考にする。	つくば市が実施するスポーツ推進の施策について意見を求め、提言、助言を施策の参考にする。	スポーツ振興や推進計画進捗管理等について、意見や助言を伺い、次年度の事業計画に生かすことができた。
36	176	スポーツ教室開催事業	市民部スポーツ振興課	市民のスポーツ振興の啓発、市民が交流できる環境の提供及び市民の健康づくり	スポーツ教室を開催する。 開催にあたっては、広報紙、つくば市ホームページ、Facebook等で広く周知・募集を行う。	当初は13の教室の開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、7教室の開催となった。
37	177	スポーツ大会開催事業（旧：各種スポーツ大会開催事業）	市民部スポーツ振興課	スポーツに対する意識の高揚を図るとともに、つくば市のPRに努め、スポーツでつながるまちづくりに寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>【つくばマラソン】4.2、19.5kmの部、10kmの部を開催</li> <li>【その他の大会】市長杯サッカー（U18）、健康マラソン（2、3、5km）、ウォークラリー（グループ歩行）、つくばスポーツフェスティバル、荒川区交流野球（少年野球）等の各種スポーツ大会を開催する。</li> </ul>	今年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していたすべての大会及びイベントを従来通りの形式で開催することはできなかった。しかし、つくばマラソンにおいてはオンラインマラソンの開催や大会タイトルロゴの決定等を行い、健康マラソンにおいては参加者の募集まで実施したことで、市のPRや市民のスポーツへの意識の高揚を図った。

令和3年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
38	178	体育施設維持管理事業（グラウンド・テニスコート・柔剣道場・体育館）	市民部スポーツ施設整備室	誰もが気軽にスポーツに親しみ、健康増進を図れるように体育施設の維持管理を行うことを目的とする。	体育施設17施設（体育館7、テニスコート2、野球場2、サッカー場1、ソフトボール場1、多目的広場3、柔剣道場1）の維持管理を行う。	桜総合体育館防火設備修繕工事等の修繕工事8件、解体工事1件、小規模修繕46件、工事設計4件、備品購入8件を実施した。 新型コロナウイルス感染症の影響により、8月6日～8月17日までは屋内施設を利用停止（屋外施設は夜間のみ利用停止）とし、8月18日から9月30日までは屋内外施設を利用停止とした。
39	179	ウェルネスパーク管理事業	市民部スポーツ施設整備室	指定管理者制度を導入し、民間業者の運営方法を活かした効率的な管理を行うとともに、施設の運営及び維持管理費等を軽減することを目的とする。	つくばウェルネスパークのヘルスプラザ、フットボールスタジアムつくば（セキショウチャレンジスタジアム）、スポーツフィールドの維持管理を行う。	フットボールスタジアムつくば人工芝張替の土木工事1件、露天風呂屋根設置外改修の修繕工事1件、小規模修繕3件を行った。新型コロナウイルス感染症の影響により、8月6日から8月17日までは屋内施設を利用停止（屋外は夜間のみ利用停止）とし、8月18日から9月30日までは屋内外施設を利用停止とした。フットボールスタジアムつくば人工芝張替工事のため、10月4日から翌3月4日まで利用停止とした。
40	182	芸術文化公演事業	市民部文化芸術課	市民が優れた文化芸術作品等に接する機会の拡充を図るとともに、創造性豊かな潤いある街づくりを目指す。	つくば文化振興財団と協定を締結し、共同主催により市内の文化施設等で音楽・演劇・芸能・美術等の幅広いジャンルの文化芸術事業を実施する。芸術性の高いクラシック公演に触れてもらうため、国内有数の音響効果を持つノバホールを会場として、良質なプログラムを厳選して開催する。また、市内で活動するアーティストや文化芸術団体へ、出演機会の提供などの支援を行う。	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止・延期をした公演が大半を占めたが、今年度については、予定通り開催することができた公演の方が多かった。また、当初予定していた事業を中止にした代わりに、アーティスト向けのワークショップを開催するなど、一部方向転換をして事業を継続することができた。
41	183	文化団体等育成支援事業	市民部文化芸術課	つくば市内文化団体の育成・支援を図り、各団体の文化活動を活性化させる。	市民の文化活動の活性化を目指し、つくば市文化協会に対する事業費補助として補助金を交付し、主体的な活動を促進するよう支援する。	感染症対策を実施しつつ、ほとんどの事業を予定通り開催することができた。
42	184	（公財）つくば文化振興財団支援事業	市民部文化芸術課	多彩な事業を担う公益財団法人つくば文化振興財団に対し財政支援を行うことで健全経営を図り、文化芸術振興事業を通し市民の豊かで魅力ある都市生活の向上に寄与する。	公益財団法人つくば文化振興財団への指導・助言のほか、財政的支援として行政補完型運営補助金の交付を行う。	新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら文化芸術事業や指定管理事業を遂行することにより、利用率などの減少はあったものの一定の成果を示すことができた。
43	185	つくば市民文化祭開催事業	市民部文化芸術課	文化芸術活動への参加意欲の向上を図るとともに、文化芸術作品に触れる機会を提供することで、市民の文化芸術意識の高揚を図る。	市内各地区の地域交流センター・体育館・市民ホール等を会場とした参加団体及び個人の作品展示やステージ発表のほか、音楽会、小中学校芸術展などを実施する。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、実行委員会での協議後、実行委員長と事務局で協議し、令和2年度に引き続き開催中止となった。令和2年度は代替事業としてインターネット文化祭を行ったが、令和3年度は「市民文化祭紹介パンフレット」を作成した。パンフレット内では、実施会場の紹介に加え、例年参加されている団体からの掲載希望を募集し、参加団体紹介を掲載した。
44	186	メディア芸術振興事業	市民部文化芸術課	科学技術に対する親近感を醸成するとともに、新しい芸術表現の可能性を体感、創造し、つくばらしい文化芸術の振興に寄与する。	市内大学、研究機関等と連携し、2事業を実施する。 つくばメディアアートフェスティバルメディア芸術作品を市民に周知する一環としてつくば美術館にて作品の展示会を行う。 つくばショートムービーコンペティション 10分以内の映像作品を募集し、コンテストを実施する。	メディアアートフェスティバルは、感染症対策を講じながら開催したが、会期中に発出された県独自の緊急事態宣言により、市の方針で早期終了（10日間から6日間）した。また、特別企画として、会期中の週末には近隣の公園にてプロジェクションマッピングを実施したが、こちらも同様早期終了（5日間から2日間）した。ショートムービーコンペティションは感染症対策を講じて開催した。

令和3年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
45	187	ノバホール管理運営事業（指定管理者制度）	市民部文化芸術課	芸術文化振興の中核施設であるノバホールの適正な運営、利用者の利便性向上と安全の確保を図る。	公益財団法人つくば文化振興財団を指定管理者として、施設管理業務及び貸館業務を行っている。指定管理者が自ら行う簡易的な修繕（税込10万円以下の小規模な修繕）を超える修繕については、市が直接工事発注し修繕を行い、適切な管理運営及び計画的な修繕を行う。	指定管理者と定期的な報告や意見交換を実施し、利用者のニーズや管理上の問題点などの情報を共有することで、管理状態を詳細に把握することができた。また施設の不具合など緊急を要する場合には、随時連絡を取り合い、最善策をとれるよう両者で協議のうえ、迅速に対応した。
46	188	つくばカピオ管理運営事業（指定管理者制度）	市民部文化芸術課	文化・スポーツ活動の中核施設であるつくばカピオの施設管理及び貸館業務において適正な運営を図るとともに、利用者の利便性向上と安全の確保を図る。	公益財団法人つくば文化振興財団を指定管理者として、施設管理業務及び貸館業務を行っている。指定管理者が自ら行う簡易的な修繕（税込10万円以下の小規模な修繕）を超えるものについては、市が直接工事発注し修繕を行い、適切な管理運営及び計画的な修繕を行う。	指定管理者との定期的な報告や意見交換を実施。利用者のニーズや管理上の問題点などの情報を共有することで、管理状態を詳細に把握することができた。また、施設の不具合など緊急を要する場合には、随時連絡を取り合い、最善策をとれるよう両者で協議の上、迅速に対応した。
47	189	地域交流センター維持管理事業	市民部文化芸術課	市民の自主的な活動の促進を図り、豊かで活力のある地域社会の形成に資するため、様々な講座等を行う 地域交流センターの維持管理と整備を行う。	市内17地域交流センターの利用者が、土日夜間を含め常に快適に利用できる環境を整えておく必要があるため、適切な管理運営を行う。また、利用者が常に使いやすい環境を整えておくため計画的に老朽箇所等の修繕工事等を行う。	新型コロナウイルス感染対策のため、利用ガイドラインに基づいた利用や施設の消毒等にも取り組み、安全で安心な利用環境を整えた。施設修繕については、優先順位をつけ実施した。
48	190	地域交流センター主催行事	市民部文化芸術課	市民への学習機会の提供による生涯学習の実現	各地域交流センターにおいて、前期と後期に分けて市民ニーズに応じた講座等を企画し、参加募集を行う。応募者多数の場合は抽選の上、受講者を決定して講座を実施する。 地域交流の拠点となるたまり場としての機能を充実させ、親子サークルや地域団体の活動を支援する。	新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、前期講座、後期講座ともに開催した。平日日中のみではなく、夜間や土日の開催講座を企画し、利用者のニーズにこたえるものを提供した。
49	191	市民ホール管理事業	市民部文化芸術課	市民の文化の振興及び教養の向上を図り、市民福祉の増進に資するため、各種講演会や演奏会などに利用される、市内4か所ある市民ホールの維持管理を行う。	市内4か所の市民ホール利用者が常に快適に利用できる環境を整えておく必要があるため、適切な管理運営を行う。また、利用者が常に使いやすい環境を整えておくため計画的に老朽箇所等の修繕工事等を行う。	新型コロナウイルス感染対策のため、利用ガイドラインに基づいた利用や施設の消毒等にも取り組み、安全で安心な利用環境を整えた。施設修繕については、優先順位をつけ実施した。
50	192	ふれあいプラザ指定管理者事業	市民部文化芸術課	市民の活動及び交流の場であるふれあいプラザの施設管理及び貸館業務において、適切な運営を図るとともに、継続的に施設整備（修繕）を行い、利用者の利便性向上と安全の確保を図る。	利用者が快適に施設を利用できるよう、施設の運営を指定管理者に委託し、適切な維持管理、施設の特性を生かした自主事業の実施など、民間活力を用いた施設運営を行う。	新型コロナウイルス感染対策のため、利用ガイドラインに基づいた利用や施設の消毒等にも取り組み、安全で安心な利用環境を整えた。施設修繕については、優先順位をつけ実施した。

令和3年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
51	193	働く婦人の家維持管理事業	市民部働く婦人の家	つくば市の女子勤労者及び勤労者家庭の女性とその支援者のための福祉増進を図る。	つくば市の女子勤労者及び勤労者家庭の女性などの休養・レクリエーションの場と機会を提供する施設、並びに災害時の指定避難所としての施設の維持管理。	・屋根・外壁修繕工事により、施設利用者に対し安心・快適な活動の場を提供できた。 ・災害時の指定避難所としても、避難者へ対し安心して利用いただける快適なスペースを提供できるよう整備した。
52	194	働く婦人の家自主企画事業	市民部働く婦人の家	つくば市の女子勤労者及び勤労者家庭の女性とその支援者のための福祉増進を図る。	市民への学習機会の提供のため、市民ニーズに応じた講座等を企画し、参加募集を行う。応募者多数の場合は、抽選のうえ受講者を決定して講座を実施する。	積極的な広報活動により、館の知名度も上がり市内全域からの応募が増えた。
53	1006	男女共同参画社会推進事業	市民部男女共同参画室	「つくば市男女共同参画社会基本条例」第7条に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。また、同条第20条に基づき、苦情等の処理を行う。	○つくば市男女共同参画推進基本計画を策定し、施策の実施状況や実施予定等について、毎年、年次報告書を作成し公表する。 ○男女共同参画社会の形成の促進を阻害すると認められる事項に関する苦情等を公正・中立な立場で調査し、必要に応じて助言、是正要望等を行う。	○つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）の推進状況について、審議会において各施策担当課同席のもと、施策の進行状況等について年次評価の検証を行った。 ○苦情等処理事項：なし
54	1019	スポーツ推進計画の実施に向けた取組	市民部スポーツ振興課	「子ども」「高齢者」「障害者」「成人」すべての市民が、いつでも、どこでも、体力や年齢、適性や健康状態、興味や目的に応じて、スポーツをすることができる。	つくば市スポーツ推進計画の「施策の推進のために取り組む事項」に掲げられた、障害者のためのスポーツの推進に関する事業やランニングなどの普及啓発と環境整備等を実施する。	筑波大学の有識者を迎え、障害者スポーツ人材育成等に関する講座を3講座（計6回）実施し、22名が参加した。参加者からは好評を得て、今後も障害者スポーツの体験機会の場があることは大切だとの声も聞かれた。ランニングステーションについて、7月末には準備を完了し、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて10月から試験運用を開始した。
55	1061	（仮称）みどりの学校プール整備事業	市民部スポーツ施設整備室	TX沿線を主とした一部の学校プールを集約し、学校授業以外の時間帯は一般開放を行うことで、市民の健康づくりの場となる、通年利用可能な屋内温水プールを建設する。	（仮称）みどりの南小中学校が開校する令和6年4月の供用開始に向けて、令和2年度に現況測量、令和2年度から令和3年度に基本・実施設計業務、令和4年度から令和5年度にプール建設工事を行う。	2-3市単（仮称）みどりの学校プール建設基本・実施設計業務委託が完了し、令和4年度からの建設工事に向けた準備が整った。設計では国立研究開発法人建築研究所や障害者支援団体とも協議を行い、環境配慮の向上やバリアフリー強化に取り組んだ。
56	1063	（仮称）コミュニティ施設建設事業	市民部文化芸術課	TX沿線開発区域の人口増加に伴い、市民がコミュニティ活動を行う施設が不足していることに対応するため、小学校に隣接する児童クラブと併設して施設を建設するもの。	○かつらぎ交流館市民利用会議室の概要 ・コミュニティ施設部分：木造222、76㎡ ・供用開始時期：令和4年4月 ○（仮称）香取台コミュニティ施設の概要 ・コミュニティ施設部分：鉄骨造274、53㎡ ・供用開始時期：令和5年4月予定	かつらぎ交流館が令和4年3月で工事完了、令和4年4月供用開始予定である。 （仮称）香取台コミュニティ施設は引続き工事中、令和5年4月供用開始予定である。
57	1092	（仮称）つくば市陸上競技場整備事業	市民部スポーツ施設整備室	現在、つくば市では、小中学生の公式陸上記録会・競技会を開催するための市営の施設がないことから、つくば市にふさわしい陸上競技場を建設する。	・令和3年度…基本構想の策定、大規模事業評価 ・令和4年度…市の方針決定、基本計画の策定 ・令和5年度…基本計画の策定（令和4年度から継続） ・令和6～7年度…基本設計・実施設計 ・令和8～9年度…工事施工 ・令和9年度下旬…供用開始	（仮称）つくば市陸上競技場整備基本構想を策定し、議会全員協議会での報告及び市民説明会を開催した。 また、つくば市大規模事業評価委員会に諮問し、「概ね妥当であると認められる」との答申を受けた。